

報道機関各位

建設業者等に対する指名停止措置について

下記のとおり、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている当該業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

記

1 事実概要

西武建設株式会社は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。この件について、建設業法違反に該当するため、令和5年7月21日に許可行政庁である関東地方整備局から45日間の営業停止命令を受けた。

このことが、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第17号（建設業法違反行為）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

2 指名停止業者

名称	住所	業者番号
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1	00002389

3 指名停止の期間 令和5年10月13日～令和6年1月12日（3か月）

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱
別表 指名停止基準第17号（建設業法違反行為）

指名停止事由
17 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合で、次のイ又はロに該当し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。） イ 県内を対象とする調達契約において、建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合 ロ 東北管内において建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分がなされた場合

※上記ロに該当

（問合せ先）建設企画課 課長補佐 庄司
電話 023-630-2630
報道監 県土整備部次長 森谷